

株式会社カナミックネットワーク定款

第1章 総 則

第1条（商号）

当会社は、株式会社カナミックネットワークと称し、英文では Kanamic Network Co.,LTD と表示する。

第2条（目的）

当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 介護・医療分野におけるアプリケーションサービスプロバイダのサービス提供業務
2. 介護・医療分野における情報提供サービス業務
3. インターネットを活用した情報提供サービス業務
4. システムインテグレーション業務
5. システムソリューション業務
6. ホームページ制作・運営業務
7. Web コンテンツ、ビデオ、各種販売促進ツールの企画・制作・販売業務
8. クリーンエネルギーによる発電・蓄電システムの企画・開発・製造及び販売業務
9. 電気工事業
10. 機械器具設置工事業
11. 広告代理店業務
12. 経営コンサルティング業務
13. コンピュータシステムコンサルティング業務
14. 講演会・セミナー・学会等の企画・開催、教育研修、出版業務
15. 介護保険法に基づく居宅サービス業務
16. 介護保険法に基づく介護予防サービス業務
17. 介護保険法に基づく施設サービス業務
18. 介護保険法に基づく居宅介護支援業務
19. 介護保険法に基づく地域密着型サービス業務
20. 介護保険法に基づく地域密着型介護予防サービス業務
21. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス業務
22. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援業務

23. 高齢者、障害者及び患者等に対する在宅介護、看護サービス、移送業務の提供、受託及び請負
24. 有料老人ホームの経営及び受託運営業務
25. サービス付高齢者向け住宅の経営及び受託運営業務
26. 薬局の経営
27. 医薬品、医薬部外品、医療機器、衛生用品、介護用品、介護用具、日用品雑貨、その他の物品の販売
28. ビタミン等の栄養素を補給した栄養補助食品、健康食品その他の食料品及び化粧品の製造及び販売
29. 医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器、特定保健用食品の臨床試験の受託
30. 医療機関における治験業務支援
31. フィットネスクラブの経営
32. マッサージ施術所、スポーツ施設、エステティックサロン、接骨院、整体、鍼灸院、リラクゼーションルームの経営
33. 食事管理及び健康管理に関する業務
34. 通信販売及び卸売販売に関する業務
35. 飲食店の経営
36. 前各号に係るフランチャイズ契約及び経営の指導業務
37. 労働者派遣事業
38. 有料職業紹介業
39. 集金代行業、金融業およびファクタリング業
40. その他の適法な一切の事業
41. 前各号に附帯関連する一切の業務

第3条（本店の所在地）

当会社は、本店を東京都渋谷区に置く。

第4条（機関）

当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

第5条（公告方法）

当会社の公告は、電子公告により行う。

- 2 やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株式

第6条（発行可能株式総数）

当会社の発行可能株式総数は、15,840万株とする。

第7条（自己株式の取得）

当会社は、取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

第8条（単元株式数）

当会社の1単元の株式数は、100株とする。

第9条（単元未満株主の権利制限）

当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利

第10条（株主名簿管理人）

当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。
- 3 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。

第11条（株式取扱規程）

株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手続等については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第12条（基準日）

当会社は、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- 2 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者とすることができる。

第3章 株主総会

第13条（招集）

定時株主総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に招集する。

第 14 条（招集権者及び議長）

株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

- 2 株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

第 15 条（電子提供措置等）

当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第 16 条（決議の方法）

株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第 309 条第 2 項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

第 17 条（議決権の代理行使）

株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、議決権を行使することができる。

- 2 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

第 18 条（議事録）

株主総会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録する。

第 4 章 取締役及び取締役会

第 19 条（取締役の員数）

当会社の取締役は 10 名以内とする。

第 20 条（取締役の選任）

取締役は、株主総会の決議によって選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議には、累積投票によらない。

第 21 条（取締役の任期）

取締役の任期は、その選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

第 22 条（代表取締役及び役付取締役）

当会社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。

- 2 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。
- 3 取締役会は、その決議によって、取締役社長 1 名を選定し、取締役会長 1 名及び取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

第 23 条（取締役会の招集及び議長）

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。

取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

第 24 条（取締役会の招集通知）

取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。

ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

第 25 条（取締役会の決議の方法）

取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

第 26 条（取締役会の決議の省略）

当会社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があつたものとみなす。

ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

第 27 条（取締役会議事録）

取締役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

第 28 条（取締役会規程）

取締役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

第 29 条（取締役の報酬等）

取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第 30 条（取締役の責任免除）

当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第 423 条第 1 項の取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の定める限度において免除することができる。

- 2 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるも

のを除く。)との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額とする。

第5章 監査役及び監査役会

第31条（監査役の員数）

当会社の監査役は3名以内とする。

第32条（監査役の選任）

監査役は、株主総会の決議によって選任する。

- 2 前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

第33条（監査役の任期）

監査役の任期は、その選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- 2 補欠により選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

第34条（常勤監査役）

監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

第35条（監査役会の招集通知）

監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

第36条（監査役会の決議の方法）

監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

第37条（監査役会の議事録）

監査役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令で定める事項は議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

第38条（監査役会規程）

監査役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。

第39条（監査役の報酬等）

監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第40条（監査役の責任免除）

当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の定める

限度において免除することができる。

- 2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額とする。

第6章 会計監査人

第41条（会計監査人の選任）

会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

第42条（会計監査人の任期）

会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- 2 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかつたときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第43条（会計監査人の報酬等）

会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第7章 計 算

第44条（事業年度）

当会社の事業年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までとする。

第45条（期末配当金）

当会社は、株主総会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を行う。

第46条（中間配当金）

当会社は、取締役会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。

第47条（期末配当金等の除斥期間）

期末配当金及び中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

- 2 未払の期末配当金及び中間配当金には利息をつけない。

(附則)

1. 2022年9月1日（以下「施行日」という）から6か月以内の日を株主総会の日とする
株主総会については、定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。
2. 本附則は、前項の株主総会の日から3か月を経過した日後にこれを削除する。

上記は当社の定款に相違ない。

2022年12月21日

株式会社カナミックネットワーク

代表取締役 山本拓真